

政策体系	政策No.	3	政策名	やさしさ(誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり)	施策幹事課	保健福祉政策課				
	施策No.	2	施策名	安心して子どもを産み育てられる環境の充実	施策幹事課長名	西田 正志				
施策関係課名		子育て支援課、健康増進課、こども発達サポートセンター、すこやか保健センター								
1 基本計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針 関係機関との連携を強化し、妊娠期から乳幼児期まで、切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。 また、若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらえるように子育てに幸せや楽しさを実感できる環境整備に努めます。										
2 施策の成果把握										
			◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満)							
①成果指標 (意図の達成度を表す指標)			単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	妊娠・出産について満足している市民の割合	%	成り行き値		80.1	80.1	80.1	80.1	80.1	更なる増加を目指します
			目標値		81.6	82.4	83.3	84.2	85.0	
			実績値		85.4					
			達成率		105%					
			結果		◎					
B	18歳以下の児童数(3月31日現在/年)	人	成り行き値		23,523.0	23,523.0	23,523.0	23,523.0	23,523.0	更なる増加を目指します
			目標値		24,221.0	24,290.0	24,360.0	24,430.0	24,500.0	
			実績値		23,523.0					
			達成率		97%					
			結果		△					
C	乳幼児健診受診率	%	成り行き値		96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	更なる増加を目指します
			目標値		96.3	96.4	96.5	96.6	96.7	
			実績値		96.4					
			達成率		100%					
			結果		◎					
D	合計特殊出生率		成り行き値		1.65	1.65	1.65	1.65	1.65	更なる増加を目指します
			目標値		1.84	1.84	1.84	1.84	1.84	
			実績値		未把握					
			達成率							
			結果							
E			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
② 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				③ 2022年度の目標値設定の考え方						
A 妊娠・出産について満足している市民の割合 ※健やか親子21指標に関する調査(3～4か月児健診)より把握				A 国の「健やか親子21(第2次計画)」と同じ目標値を目指す。						
B 18歳以下の児童数(3月31日現在/年) ※住民基本台帳からの抽出				B 子育てに幸せや楽しさを実感できる環境整備を推進することにより、若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらうことで、移住・定住化の促進や出生率の向上につながることから、毎年度約70人の増加を目指す。						
C 乳幼児健診受診率 ※3～4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の平均受診率				C 妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援体制の充実を図ることにより、2016年実績値より、毎年度0.1ポイントの成果向上を目指す。						
D 合計特殊出生率 ※国の衛生統計年報より把握				D 霧島市ふるさと創生総合戦略及びふるさと創生人口ビジョンに基づき、2022年度の目標値を1.84とする。						
				E						
				F						

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

出産年齢の高齢化や子育て世代の転入者の増加等に伴い、妊娠・出産への不安や負担を抱えていたり、身近に頼れる人がいない中で子育てをしている市民が増加しています。

そのため、関係機関と連携して、産後ケア体制の充実を図り、育児支援を必要とする家庭に対して、切れ目のない支援ができるよう、子育て世代包括支援センターの機能を強化するとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等、地域全体で子育てを支援していく必要があります。

また、年次的に保育所等の整備を行い、利用定数の拡充を図っていますが、共働き家庭の増加等に伴い、今後、更なる保育ニーズの増大・多様化が予想されます。そのため、今後も引き続き、民間保育所等と連携し、施設整備を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの機能強化を図るなど、多様な保育サービスを展開していく必要があります。

さらに、子育てに要する経済的負担が大きいため、医療費の助成制度などの充実にも努めるとともに、特に、ひとり親家庭については、経済的支援のほか、就業支援にも努める必要があります。

4 施策の現状

①2018年度施策の取組方針

- 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実を図るため、関係機関等との連携強化に努める。
- 子育て世代包括支援センターに専任の母子保健コーディネーターを配置し、支援体制の整備を図る。
- 保育所等の整備を行うほか、多様な保育サービスの提供に努める。

②2018年度取組方針の達成状況

- 始良地区内の産科医療機関助産師や新生児訪問助産師等の関係者が一同に集まる霧島市母子保健関係者連絡会を開催し、連携の強化が図られた。
- 専任の母子保健コーディネーターを配置し、全ての妊産婦の状況を把握し、ハイリスク母子の支援を行った。
- 保育所等2園の施設整備に対する支援及び児童クラブ1ヶ所の整備を行った。

5 2019年度施策の取組方針

- 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実を図るため、関係機関等との更なる連携強化に努める。
- 専任の母子保健コーディネーターを配置し、支援体制の充実を図る。
- 2019年度から産婦健診を開始することで、特に産後うつなどの早期把握に努め、産後ケアも含めた産後支援の充実を図る。
- 保育所等の整備を行うほか、多様な保育サービスの提供に努める。

6 2020年度施策の取組方針

- 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実を図るため、関係機関等との更なる連携強化に努める。
- 専任の母子保健コーディネーターを配置し、支援体制の充実を図る。
- 産婦健診を実施することで、特に産後うつなどの早期把握に努め、産後ケアも含めた産後支援の充実を図る。
- 保育所等の整備を行うほか、多様な保育サービスの提供に努める。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	基本事業 主担当課	子育て支援課、健康増進課、こども発達サポートセンター、すこやか保健センター
	施策No.	2				
	基本事業No.	1				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査・健康相談・訪問指導、特定不妊治療等への支援、産後ケアなどの支援体制の充実を図ります。
また、地域子育て支援センターの機能充実や周知広報に努めるとともに、「霧島市こどもセンター」を核として、各地区の子育て支援センターとの連携を強化します。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■ 出産年齢の高齢化や子育て世代の転入者の増加などにより、身近に頼れる人がいない中で子育てをしている市民が増加している。特に、妊娠・出産への不安や負担が増加している。
■ 専任の母子保健コーディネーターを配置し、支援が必要な母子の把握や支援管理を行う。
■ 不妊に悩む夫婦に対する特定不妊治療費助成交付事業や、母親が病気等により母乳を与えることができない乳児等に対する粉ミルク支給事業について、周知や利用促進を図る。
■ 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの活動の周知・広報に努め、活動内容を工夫し更なる利用者の増加を図る。
■ 「霧島市こどもセンター」と各地区の子育て支援センターが連携し、具体的な取組を行う。
■ 地域の子育てを支援するため、地域子育て支援センターがない地区での立ち上げに際し、必要に応じて支援を行う。

3 2018年度基本事業の取組方針

■ 始良地区内の産科医療機関助産師や新生児訪問助産師等との連携強化のため、霧島市母子保健関係者連絡会を開催する。
■ 専任の母子保健コーディネーターを配置し、支援が必要な母子の把握や支援管理を行う。
■ 不妊に悩む夫婦に対する特定不妊治療費助成交付事業や、母親が病気等により母乳を与えることができない乳児等に対する粉ミルク支給事業について、周知や利用促進を図る。
■ 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの活動の周知・広報に努め、活動内容を工夫し更なる利用者の増加を図る。
■ 「霧島市こどもセンター」と各地区の子育て支援センターが連携し、具体的な取組を行う。
■ 地域の子育てを支援するため、地域子育て支援センターがない地区での立ち上げに際し、必要に応じて支援を行う。

4 2018年度の取組達成状況

■ 霧島市母子保健関係者連絡会を開催したことで、顔が見える関係ができ、連携の強化が図られた。
■ 専任の母子保健コーディネーターを配置したことで、全全ての妊産婦の把握ができ、ハイリスク母子の早期支援に繋がった。
■ 特定不妊治療費助成交付事業や粉ミルク支給事業について、周知や利用促進が図られた。
■ 広報誌への掲載やこどもセンターだよりの発行などの周知活動を行った。また、こどもセンターの開設日を増やすなど利便性の向上を図った。
■ 定期的子育て支援センター全体会を開催し、利用者の増加に向けた協議を行った。また、2月の福祉まつりでは全ての子育て支援センターの参加により、センターの活動紹介など周知活動を行った。
■ 子育て支援センター全体会において、地域における子育て支援の重要性が認識できた。しかし、新しいセンターの立ち上げには至らなかった。

5 2019年度基本事業の取組方針

■ 母子保健関係者連絡会を開催し、連携の強化を図る。
■ 専任の母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳交付、産後の訪問や電話連絡等によって全ての妊産婦の状況を把握する。
■ 産婦健診において、産婦の心身の健康状態を把握し、産科医療機関との連携を強化し、必要な産婦は医療機関や産後ケア事業等の必要な支援に繋げる。
■ 不妊に悩む夫婦に対する特定不妊治療費助成交付事業や、母親が病気等により母乳を与えることができない乳児等に対する粉ミルク支給事業について、周知や利用促進を図る。
■ 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの活動の周知・広報に努めるとともに、活動内容の見直しを行い更なる利用者の増加を図る。
■ 「霧島市こどもセンター」と各地区の子育て支援センターが連携し、具体的な取組を行う。
■ 地域の子育てを支援するため、地域子育て支援センターがない地区での支援のあり方について検討を行う。

6 2020年度基本事業の取組方針

■ 母子保健関係者連絡会を開催し、連携の強化を図る。
■ 専任の母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳交付、産後の訪問や電話連絡等によって全ての妊産婦の状況を把握する。
■ 産婦健診において、産婦の心身の健康状態を把握し、産科医療機関との連携を強化し、必要な産婦は医療機関や産後ケア事業等の必要な支援に繋げる。
■ 不妊に悩む夫婦に対する特定不妊治療費助成交付事業や、母親が病気等により母乳を与えることができない乳児等に対する粉ミルク支給事業については、周知や利用促進を図る。
■ 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの活動の周知・広報に努めるとともに、活動内容の見直しを行い更なる利用者の増加を図る。
■ 「霧島市こどもセンター」と各地区の子育て支援センターが連携し、具体的な取組を行う。
■ 地域の子育てを支援するため、地域子育て支援センターがない地区での支援のあり方について検討を行う。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	多様なニーズに応じた子育て環境の充実	基本事業 主担当課	子育て支援課
	施策No.	2				
	基本事業No.	2				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

親子で楽しめる遊びや学びの場を提供するとともに、子育て情報の提供や保護者同士のつながりへの支援、関係機関との連携・情報の共有等、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

また、勤労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など保育サービスの充実に努めます。

さらに、待機児童等の状況や生活圏・就労圏などの地域性を考慮し、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て環境の充実に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■近年の共働き世帯の増加など社会構造の変化により、保育需要は増大傾向にある。同時に、「小1の壁」といわれる小学校入学後の放課後児童クラブの充実も求められている。

■2019年10月からは幼児期からの人材育成及び子育て世代の負担軽減のための幼児教育・保育の無償化が実施される。

■屋内遊具、読み聞かせ、手づくり工作、音楽室など終日親子で遊べる全天候型のこども館整備について、市民の方から要望があがっている。

3 2018年度基本事業の取組方針

- 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進のため、各種保育サービスの提供に努める。
- 潜在的待機児童解消に向けた環境整備を行う。
- こども館設置に向けた検討委員会の開催を行う。

4 2018年度の取組達成状況

- 様々な保育ニーズに対応するため、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ファミサポ事業等を実施した。また、医療的ケアを必要とする児童の入所について検討を行った。
- 保育所等2園の施設整備に対する支援及び児童クラブ1ヶ所の整備を行った。
- こども館設置に向けた検討委員会を開催した。

5 2019年度基本事業の取組方針

- 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進のため、各種保育サービスの提供に努める。
- 潜在的待機児童解消に向けた環境整備を行う。
- こども館設置検討委員会による検討及び市長への提案を行い、整備のための改修工事設計業務委託を行う。
- 幼児教育・保育の無償化に確実に対応する。

6 2020年度基本事業の取組方針

- 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進のため、各種保育サービスの提供に努める。
- 潜在的待機児童解消に向けた環境整備を行う。
- こども館を開設する。

政策体系	政策No.	3	基本事業名	子育てに関する負担軽減の推進	基本事業 主担当課	子育て支援課
	施策No.	2				
	基本事業No.	3				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

子育て家庭に対する児童手当・子ども医療費助成などを継続的に実施するとともに、効果的でニーズに即した支援策を講じることにより、子どもを産み育てるために必要な経済的負担の軽減に努めます。

また、ひとり親家庭の生活安定や自立を促進するため、関係機関と連携した就労支援や資格取得のための支援を行います。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

■母子家庭等の自立支援を行う高等職業訓練促進給付金等事業については、今後需要の増加が見込まれる。

■乳幼児期の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、小・中学生を含む子育て家庭の医療費負担軽減のためこども医療費助成事業を市単独事業等で実施している。なお、2018年10月から未就学の住民税非課税世帯の児童について医療費の現物給付が行われている。

■2019年10月からは幼児期からの人材育成及び子育て世代の負担軽減のための幼児教育・保育の無償化が実施される。

3 2018年度基本事業の取組方針

■児童手当支給事業、児童扶養手当支給事業及びひとり親家庭自立高等職業訓練促進事業については、国の動向に合わせて実施する。

■こども医療費助成及び放課後児童クラブ等の市単独の負担軽減事業について、効果的な助成となるよう検討する。

4 2018年度の取組達成状況

■児童手当支給事業、児童扶養手当支給事業については、国の支給額改正にあわせ支給を行った。また、ひとり親家庭自立高等職業訓練促進事業については、指定する資格受講者17名に支給した。

■こども医療費については、10月から未就学の住民税非課税世帯を対象に乳幼児医療給付事業を開始した。放課後児童クラブを利用している低所得世帯及び自主減免を実施している児童クラブに対し利用料助成を行った。

5 2019年度基本事業の取組方針

■児童手当支給事業、児童扶養手当支給事業及びひとり親家庭自立高等職業訓練促進事業については、国の動向に合わせて実施する。

■児童扶養手当事業は年3回支給から年6回支給に改め、年間を通して平準化した支給を実施する。

■こども医療費助成及び放課後児童クラブ等の市単独の負担軽減事業について、効果的な助成となるよう検討する。

6 2020年度基本事業の取組方針

■児童手当支給事業、児童扶養手当支給事業及びひとり親家庭自立高等職業訓練促進事業については、国の動向に合わせて実施する。

■こども医療費助成及び放課後児童クラブ等の市単独の負担軽減事業について、効果的な助成となるよう検討する。